

「(仮称)指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)」の骨子に対するご意見を募集します。

地方分権改革に関する「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定(平成28年12月20日)され、平成31年4月1日に指定障害児通所支援事業者の指定等の権限が都道府県から中核市に移譲される予定です。

船橋市では現在、千葉県より指定障害児通所支援事業者の指定・監査権限の移譲を受けるにあたり、「(仮称)指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定の準備を進めています。この条例を定めるにあたり、市民の方々から広くご意見(パブリック・コメント)を募集します。

1.資料の閲覧及び意見募集の期間

平成30年12月14日(金)～平成31年1月15日(火)

2.資料の閲覧場所(閲覧方法)

- ・船橋市ホームページ
- ・船橋市役所 療育支援課(3階)・行政資料室(11階)・指導監査課(別館2階)
- ・各出張所
- ・船橋駅前総合窓口センター
- ・各子育て支援センター
- ・各児童ホーム
- ・こども発達相談センター

3.対象者(意見を提出できる方)

市内に住所を有する方、市内に通勤又は通学されている方、その他この案に関し利害関係を有する方(市内で事業を営む方など)。

